

成績評価基準のガイドライン（大学院）

1 趣旨

このガイドラインは、成績評価に関して一定の基準を設けることにより、公平な成績評価を学生に保証するためのものである。

2 評点と評価基準

評点と評価基準の関係は以下のものとする。

| 5段階評価 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
|-------|---------------------|--------------------|-----------------|------------------|------------------|
| 評語 | 秀 | 優 | 良 | 可 | 不可 |
| 評価基準 | 学修目標以上の極めて優秀な成績を修めた | 学修目標を達成し、優秀な成績を修めた | 基本的な学修目標を十分達成した | 基本的な学修目標を最低限達成した | 基本的な学修目標を達成していない |

3 成績評価の厳格化

- 成績評価は絶対評価とする。
- 授業担当教員は、授業の目標や成績評価の方法に関する情報をシラバスに明示する。
- 成績評価の方法は、一貫性をもたせる。
- 成績評価の分布が著しく偏ることや、不可となる割合が著しく大きくなることは避けるようにする。

4 成績評価の説明責任

- 授業担当者は、学生に説明できるよう、成績評価に関する情報の開示に備えるものとする。
- 研究科委員会は、成績評価に関して著しい偏りや一貫性の欠如が見られる場合、授業担当教員に説明を求めることができる。